

## 議員提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定の一部改正について

### 1. 改正目的

地方自治法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、同法の条項に繰下げが生じることから、当該条項を引用しているため、所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

第4項に規定する地方自治法「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正する。

改正前

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が200,000円以下のものを免除すること。

改正後

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が200,000円以下のものを免除すること。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日

### 4. 参考

[総務省HP](#)（公布日：令和5年5月8日）